

横手市森林経営管理制度実施方針

令和6年7月策定

横手市森林経営管理制度実施方針

1 趣旨

横手市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、横手市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう横手市が森林経営管理法（以下、「管理法」という。）に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題

本市は、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央に位置し、東西45.4 km、南北35.2 kmに広がっており、奥羽山系を水源とする雄物川及び支流の横手川、成瀬川、皆瀬川が流れ、その流域には広大で肥沃な水田地帯が形成されている。

冬期間の積雪寒冷気候が農林業振興を図るうえで大きな制約条件となっているが、夏期は梅雨が短く、比較的冷涼な気候で、水稻の生育期間は気温が十分に確保され、気候の日較差も大きく良質な農産物の生産に適している。

横手市の森林面積は37,609 haで、総土地面積69,280 haの54%を占めている。森林面積のうち民有林面積が35,818 haとほぼ全域を網羅しており、スギ人工林面積は15,023 haで、うち間伐を必要とする4～9齢級は4,853 haと32.3%となっている。

良質材生産に向けた施業を促進するとともに、地球温暖化防止や国土保全を確保するため、間伐等による計画的な森林整備を進め、森林の有する多面的機能を高めていく必要がある。

しかし、長引く木材価格の上昇の伸び悩みや、森林所有者の「高齢化」「世代交代」「不在村」などにより森林への関心は高くなく、そのため境界や所有者の把握等に時間を有するなど、森林の整備に支障をきたす森林もある。

このため本市では、森林経営管理制度により、森林への興味と関心を高め未整備森林の施業を進めるとともに、意欲と能力のある林業事業者による施業の集約化や路網の整備及び計画的な伐採と再造林などを推進し、持続的可能な森林資源の充実を図っていくことが課題となっている。

(2) 基本的な考え方

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、将来の森林の姿を見据えた適切な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

各機能の望ましい森林資源の姿は、雄物川地域森林計画で定める森林整備及び保全の基本方

針を基本とする。

3 森林所有者意向調査について

市内には森林所有者自らが経営管理を実施できない又は実施できていない森林があることから、そのような市全域の森林の所有者に対し、令和元年度から2年度に森林の経営管理に関する意向調査を行った。

その中で市に経営管理を委託したいと回答のあった森林における経営管理権集積計画の作成を進める中で、その周辺森林については適時意向を確認していくものとする。

(1) 対象森林の考え方

ア 対象外とする森林

- ・森林経営計画策定森林
- ・公有林（県有林、市有林）
- ・団体有林（国立研究法人 森林研究・整備機構 森林整備センター、公益財団法人秋田県林業公社、生産森林組合、財産区有林）
- ・保安林のうち治山事業で整備計画がある保安林

イ 対象森林の絞り込み

※市町の対象森林の絞り込みの考え方等（対象森林抽出条件等）を記載する。

対象森林は次の1～3の条件を満たす森林とする。

1. 私有林
2. スギ人工林
3. 森林経営計画が作成されていない

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は令和元年度から2年度に調査票の郵送により実施し終了した。
- ・経営管理権集積計画作成の際、その周辺森林所有者に対する改めての意向確認は、聞き取りにより実施する。

4 意向調査後の森林経営管理の方針

- ・意向調査において市に管理を任せたいと回答のあった森林（経営管理対象森林）については、市による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・市の経営管理対象森林のうち、必要かつ適当と認める場合には、経営管理権集積計画の作成・公告により、森林経営管理権を設定するものとする。
- ・森林経営管理権の設定が完了した森林から公益的機能向上のための整備を進めるものとする。
- ・現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、森林所有者の同意を得たうえで、森林組合等林業事業体に関連情報を提供するものとする。

5. 森林経営管理制度の目指す姿について

- ・経営管理されていない森林について、市が仲介役となり、その解消に努めることにより、

間伐等の手遅れとなっている森林の整備が促進され、土砂災害等の発生リスクを低減し、住民の安全・安心に寄与することが当該制度の目指す姿である。

6. 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・市が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理、整備、市民への制度の周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施する。
- ・森林環境譲与税を活用し残額が生じた場合は横手市森林環境基金に積み立て、譲与額が不足する場合は基金から繰り入れ充当する。
- ・横手市森林環境基金は、森林経営管理制度による「森林整備の促進」のほか、「木材の利用促進」、「人材育成・担い手確保」、「普及啓発」等の適切な森林の整備やその促進につながる取り組みに活用するものとする。

7. その他特記事項

- ・事業の実施にあたっては、市森林整備計画との整合性を図っていくものとする。
- ・実施方針は、管理法に基づく事業の推進状況や事業に関する課題等に対応するため、必要に応じて変更を行っていくものとする。
- ・対象森林については、必要に応じて見直しを行うとともに、見直しにあっては林業普及指導員や地域林業関係者等の意見を聞きながら進めることとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は森林簿や横手市森林経営管理カルテに反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努めるものとする。

添付資料

- ・森林経営管理事業年度別実施計画

森林経営管理事業年度別実施計画

年度	所 在	所有者数	筆数	面積 (ha)
R2～3	雄物川町	20	28	24.26
R4	大森町	112	207	341.30
R5～8	増田町	73	132	95.04
R9	平鹿町	5	5	2.73
R10～11	大屋寺内・大屋新町	10	17	5.16
	前郷	4	4	0.23
	大沢	33	76	16.72
	睦成	1	1	0.30
	大鳥町	1	1	0.01
R12	杉沢	7	8	12.97
	金沢・金沢中野	7	8	1.90
R13	山内土淵	20	45	19.03
	山内大沢	1	1	0.35
R14～15	山内平野沢	31	71	36.38
R16～17	山内筏	6	12	3.66
	山内南郷	7	11	8.08
	山内三又	7	13	12.20
R18～19	山内大松川	22	36	26.83
R20～21	山内小松川	14	19	4.43
	山内黒沢	14	17	13.25
計		395	712	624.81